

山口市立小・中学校電話設備等更新業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

令和10年12月末に予定されているNTTのISDNサービスの終了に伴い、山口市立小・中学校で利用しているISDNサービス依存の電話設備を、ISDNサービスによらない新たな構成へ切り替える必要が生じたため、令和8年度から令和10年度にかけて、安定運用と安全性を確保した電話設備へ更新することとしており、この業務の受託者を選定するためのプロポーザルに必要な事項を定める。

2 業務の内容

(1) 業務の名称

山口市立小・中学校電話設備等更新業務

(2) 業務内容

資料「山口市立小・中学校電話設備等更新業務仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

(4) 選定方法

公募型プロポーザル

3 提案上限額

(1) 山口市立小学校の電話設備等更新業務

32,019千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(2) 山口市立中学校の電話設備等更新業務

16,978千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 令和8年6月1日時点で山口市の競争入札参加資格を有し、かつ令和8年度の物品・業務委託競争入札参加資格者名簿（以下、「参加資格者名簿」という。）に業種区分59「業務委託（コンピュータサービス）」の種目コード01「システムの設計・開発」及び同区分の種目コード02「システムの保守・維持・運用管理」のいずれの営業種目についても登録されており、本店もしくは支店に準ずるものを山口市内に有していること。

なお、本実施要領等の公表時点において登録のない者が本要件を満たすためには、令和8年5月15日（金）までに山口市契約監理課へ競争入札参加資格の申請を行い、令和8年6月1日時点で登録されている必要がある。

また、既に参加資格者名簿に上記営業種目以外の営業種目で登録されている者は、令和8年5月29日（金）までに本市（契約監理課）へ営業種目追加の変更（競争入札参加資格審査事項等変更届）を提出することで、本プロポーザルに参加できるものとする。

- (3) プロポーザル参加意向申出書の提出期限（令和8年5月29日（金））から契約締結までの間において、山口市入札参加資格に係る指名停止等措置要領の規定による指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続きの申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者を除く。
- (5) 過去5年以内に、他の自治体、国又は民間企業において本業務と同種又は類似の電話設備更新の実績を有していること。

5 プロポーザル参加意向申出書の提出

本プロポーザルへの参加を希望するものは、下記のとおり提出すること。

- (1) 提出様式及び部数
参加意向申出書（様式第1号） 1部
- (2) 提出期限
令和8年5月29日（金）午後5時（必着）
- (3) 提出先
山口市教育委員会事務局教育総務課（k-somu@city.yamaguchi.lg.jp）
- (4) 提出方法
電子メール（提出期限内必着）により PDF データで提出すること。
※件名は「山口市立小・中学校電話設備等更新業務に係る参加申出」とすること。

6 質問の受付及び回答方法

質問がある場合は次のとおり提出すること。

- (1) 質問の提出方法
 - ア 提出書類
質問書（様式第2号）
 - イ 提出方法
電子メール（受付期限内必着）
※件名は「山口市立小・中学校電話設備等更新業務に係る質問」とすること。
 - ウ 受付期限
令和8年5月25日（月）午後5時（必着）
 - エ 提出先
山口市教育委員会事務局教育総務課（k-somu@city.yamaguchi.lg.jp）
- (2) 質問に対する回答方法
回答は、質問者名をふせて本市の公式ウェブサイト（<https://www.city.yamaguchi.lg.jp>）に掲載する。

ただし、簡易な質問や個別事案に係る質問については、市公式ウェブサイトには回答せず、電話等により個別に回答する。

7 提案書等の提出

応募にあたっては、次の書類を作成し、提出すること。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書提出届（様式第3号）
- イ 企画提案書（任意様式） ※（2）の留意事項を参照のこと
- ウ 業務実施体制（様式第4号）
- エ 会社概要（任意様式） ※パンフレット等で可
- オ 電気通信工事業で建設業法の許可を受けていることが分かる書類
- カ 他自治体、国又は民間企業での電話設備等更新業務実績一覧（様式第5号）
 - ・市内のみならず他地域の実績も含む
- キ 見積書（任意様式） ※（3）の留意事項を参照のこと

(2) 企画提案書の留意事項

参加者は、本実施要領及び別紙「山口市立小・中学校電話設備等更新業務仕様書」に基づき、下記のとおり企画提案書を提出すること。

ア 別に定める評価基準に則して内容が確認できるよう、以下の順を基本として構成すること。

- ① 提案概要
- ② プロジェクト管理
- ③ 実施体制

イ A4版縦、両面印刷、左綴じを原則とする。資料の都合上、部分的にA3版を使用する場合は、片袖折にして綴じ込むこと。

ウ 提案書類一式を上記（1）ア～キの順番に並べてフラットファイルに綴じ、インデックスを貼ること。

(3) 見積書の留意事項

参加者は、本実施要領及び別紙「山口市立小・中学校電話設備等更新業務仕様書」に基づき、下記のとおり見積書を提出すること。

ア 様式は任意とし、以下について留意すること。

- ① 宛名は山口市長とすること。
- ② 業務期間における業務実施に必要となる「設備更新費用」の見積額の内訳が分かるように記載すること。
- ③ 業務内容、機器、設備及び人件費等の積算内訳を機器等の個別の単価が分かるように記載すること。
- ④ 既存電話交換機等設備の設定変更等にかかる費用については既存設備の保守点検業者に見積聴取の上、本プロポーザルの見積額に含めること。

(4) 提出方法

持参又は郵送（提出期限内必着）

※郵送の場合は、提出期限内必着で、書留郵便又は配達証明できるものに限る。

(5) 提出期限

令和8年6月12日(金) 午後5時(必着)

(6) 提出先

山口市教育委員会事務局教育総務課

(7) 提出部数

正本1部、副本7部

(8) その他

プロポーザル参加意向申出書を提出しても、提出期限までに提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

8 審議及び受託候補者の選定

(1) 評価委員会の設置

企画提案書の審査、評価及び受託候補者の選定等は、「山口市物品調達及び業務委託に関するプロポーザル実施取扱要領」に基づき設置する評価委員会(以下「評価委員会」という。)により審議を行う。

(2) 審議

評価委員会はプレゼンテーション及びヒアリングにより(3)の評価基準に基づき審査を行い、委託料の総額の範囲内で、審査において平均60点以上を得たもののうち得点の高い順に受託候補者を決定する。ただし、応募者が5者を超える場合、評価委員会は応募書類による書面審査を行い、プレゼンテーションの対象とする応募者をあらかじめ選定することができるものとする。

ア 開催日時・場所 令和8年6月30日(火)(予定)

※ 日時及び会場については、別途応募者に通知する。

イ 発表時間 40分以内(提案説明30分以内、質疑応答10分以内)

ウ 出席者 3名程度

エ その他 プレゼンテーション、ヒアリング及び審査は非公開とする。

(3) 評価基準

応募書類の審査にあたっては、別紙「山口市立小・中学校電話設備等更新業務提案書評価基準」により採点した結果を合計する。

(4) 選定方法

評価委員会は、評価結果を速やかに集計し、各評価委員会の採点の合計点により応募者に優先順位を付与し、受託候補者の選定を行い、最も高い評価点を獲得した応募者が複数となった場合は、各評価委員の最高得点を獲得した数が多い提案者とし、この場合においても同数となった場合には同数の提案者の中から、多数決により選定する。

(5) 選定結果の通知及び公表

選定結果については、プレゼンテーション及びヒアリングを行った全事業者に結果を通知するほか、本市公式ウェブサイトで公表する。なお、結果通知の内容に対する異議申立てには一切応じない。

9 プロポーザルの無効

次のいずれかに該当した場合は、無効とする。

- (1) 企画提案書等の必要書類を提出期限内に提出しない場合
- (2) 企画提案書の提出時から委託業者決定までの期間に、応募者が4で定める参加資格を満たしていないことが明らかになった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不正な行為を行った場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為等があった場合
- (6) 複数の提案をした場合
- (7) 見積が提案上限額を超える場合
- (8) プレゼンテーションに参加しなかった場合

10 契約の締結

- (1) 本プロポーザルで選定した受託候補者と協議し、見積りを徴収の上、提案上限額の範囲内で随意契約により契約を締結するものとする。
- (2) 提案内容については、契約後の業務においてそのまま実施されるものではなく、契約交渉時に改めて協議し決定するものとする。
- (3) 受託候補者が参加資格を満たさないことが判明した場合、失格事項に該当した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、選定結果次点者と順次交渉するものとする。

11 契約に関する事項

- (1) 前払金
なし
- (2) 部分払
有り。各年度の業務終了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払う。
- (3) 契約保証金
免除する。
- (4) 契約条項
原則として、別添「山口市業務委託契約約款」に準拠するものとする。

12 その他留意事項

- (1) 企画提案書の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求める場合がある。
- (2) 提案に関する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提案者は、参加意向申出書の提出をもって、実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、山口市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。

- (6) 受託事業者選定後、契約候補者が「業務実施体制（様式第4号）」に記載する「再委託」の事業者と再委託契約を締結する場合は、あらかじめ市の承認を得ること。なお、受託事業者は再委託先の行為について全責任を負うこと。
- (7) 提案者が1者の場合でも本プロポーザルを実施する。

1.3 選定スケジュール

項目	日程
実施要領の公表	令和8年5月19日（火）
参加意向申出書受付	令和8年5月19日（火）から 令和8年5月29日（金） 午後5時まで
質問の受付期間	令和8年5月19日（火）から 令和8年5月25日（月） 午後5時まで
質問に対する回答期限	令和8年5月27日（水）
参加資格確認結果の通知	令和8年6月 2日（火）
提案書の受付	令和8年6月 2日（火）から 令和8年6月12日（金） 午後5時まで
プレゼンテーション日程通知	令和8年6月16日（火）
プレゼンテーション実施（評価委員会）	令和8年6月30日（火） ※変更の場合あり
結果通知発送及び公表	令和8年7月上旬予定
契約締結	令和8年7月中旬予定

1.4 所管課（問合せ先）

山口市教育委員会事務局教育総務課

住 所：〒753-8650 山口市亀山町2番1号

電話番号：083-934-2947

E-mail：k-somu@city.yamaguchi.lg.jp